

日 立 市 立 宮 田 小 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

令 和 8 年 4 月

日 立 市 立 宮 田 小 学 校

令和 8 年度 学校いじめ防止基本方針

日立市立宮田小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、全職員がいじめの問題に対して危機意識を強くもつとともに、組織的な対応ができるようにすることを目的として、「いじめ防止対策推進法」第 12 条の規定に基づき、文部科学大臣の定めた「いじめ防止等のための基本的な方針」、茨城県の定めた「茨城県いじめ防止基本方針」、日立市の定めた「日立市いじめ防止基本方針」を受け、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校や家庭、地域社会や関係機関等と連携協力を行い、いじめ防止等に向けた取組を続けていくこととする。

1 基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項）をいう。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要とされている。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。とされた。

(2) いじめ防止の対策に関する基本方針

いじめ防止の基本理念として、以下の 5 点を示す。

- ① 未然防止への取組の徹底
- ② 早期発見への取組の徹底
- ③ 早期対応への取組の徹底
- ④ 関係機関との連携の徹底
- ⑤ 教職員研修の充実の徹底

2 いじめ防止対策会議の設置

いじめ防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、その他PTA会長等校長が必要と認める者

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 会議は校長が招集する。

(5) 会議は次の区分で招集する。

月1回の職員会議、及び週1回の職員集会を定例会の場とする。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合は、その都度臨時会とし招集する。

(6) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの未然防止に向けた取組

N o	内容	具体的な取組
(1)	授業、学級活動の工夫充実	授業、学級活動においては、児童が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
(2)	児童会活動、学校行事、クラブ活動の運営の工夫	いじめに向かわない児童を育成するため、児童会活動、学校行事、及びクラブ活動の中で、全ての児童が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、児童が他の児童から認められる体験を設定することによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。
(3)	教育相談と個別面談の実施	いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う児童との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の児童がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整える。

(4)	児童の実態把握	いじめはどの児童にも起こりうるという視点を持ち、全ての教育活動を通して、児童を細かく観察することで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。 インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいことが懸念されるため、児童から定期的に情報を収集するとともに、個別に言葉かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握に努める。
(5)	児童が主体的に活動できるようにするための工夫	いじめの被害を受けている児童が一人で抱え込むことなく、友達に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士で互いに認め合い支え合う主体的な活動を意図的、計画的に行う。 SOSの出し方に関する児童向けの講話と教職員向けの研修を実施する。

4 いじめの早期発見に向けた取組

項目	内容	具体的な取組
(1)	アンケート調査	いじめに関するアンケート調査を毎月1回、第3週目に行い、いじめの早期発見と対応に努める。
(2)	保護者との連携	学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。家庭で少しでも児童の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談できる関係づくりに努め、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
(3)	相談窓口の周知	いじめの相談については、教員のみならず、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係諸機関、ネット目安箱が利用可能であることを、学校文書等で児童や保護者へ周知する。

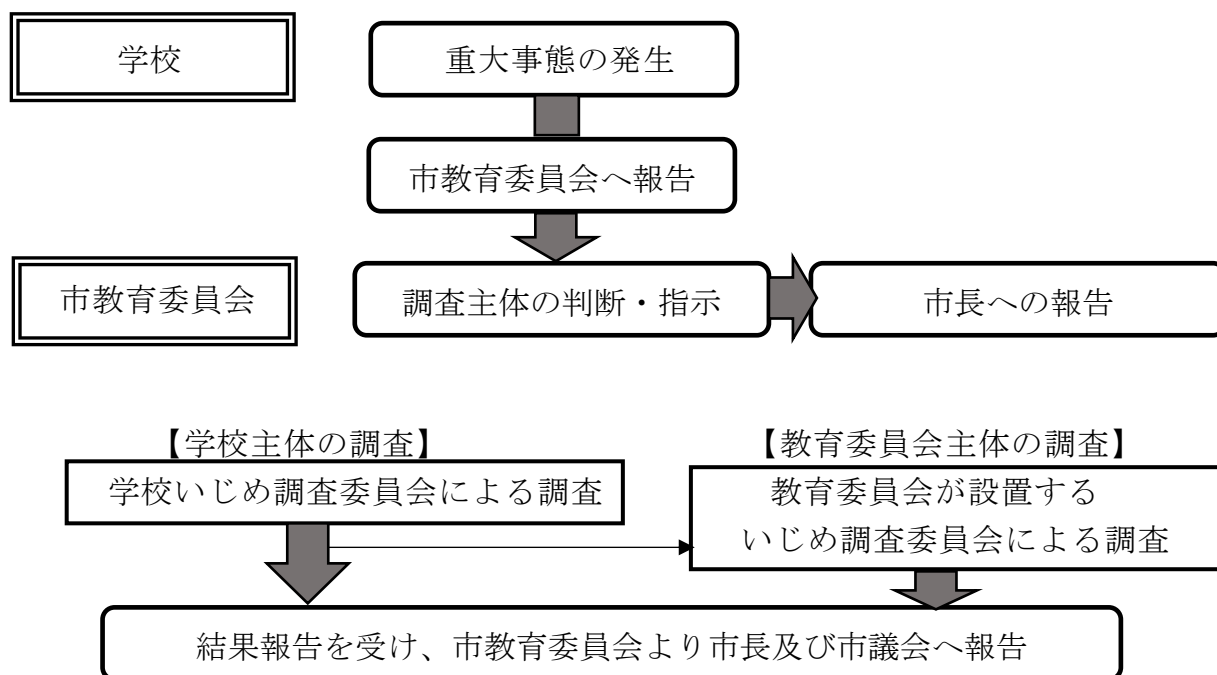
5 いじめの早期対応・関係機関との連携・教職員研修の充実に向けた取組

項目	内容	具体的な取組
(1)	被害者の保護	いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。
(2)	実態の把握	被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じて警察を含めた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握

		した事実を市教育委員会に報告する。
(3)	加害者への対応	加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことで、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。
(4)	重大事態の調査と報告	いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。調査結果については、市教育委員会を通じて市長、県北教育事務所へ報告する。市長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
(5)	地域や関係機関等との連携	① 地域との連携 学区コミュニティによる地域パトロール、青少年育成活動などや、子供を守る110番の家の活動などへ積極的に参加をする。 ② 公的機関との連携 日立市教育委員会、警察、児童相談所、法務局等の関係機関との情報共有をこまめに行う。
(6)	教職員研修の充実	① 実践的研修 カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に向けた技能の習得や向上を図る。 ② 事例研究 事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。 ③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応 インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 重大事態への対処

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合を重大事態と捉え、市教育委員会と連携協力し、次の対処・調査を行う。



いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

7 いじめの未然防止にかかわる、学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価にて、本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているか否かの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切な、いじめの防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。